

◆ 活動の内容（処理方法）

1 清掃活動により収集したごみについて

下記のように分別して、公園内の指定場所に出してください。

- a 紙くず、吸殻、除草した草などの可燃ごみ
- b 空き缶、空きビン（リサイクルできるもの）は資源
- c プラスチック、発泡スチロール類等是不燃ごみ。
- d 犬等の糞は、飼い主が自宅のトイレで処理するものです。万が一あった場合は、可燃ごみとしてください。
- e 管理区域の回収できない廃棄物（下記のもの）については、アダプト担当者までご連絡ください。
 - ・犬・猫等の動物の屍体
 - ・放置自転車・自動車などの大型廃棄物
 - ・その他処理できない廃棄物

2 周辺の道路清掃について

お願いできれば、公園周辺の道路等の清掃も合わせて実施していただき、上記 a から e までの方法で処理してください。

3 情報提供について

管理区域に次のような事項がありましたら、アダプト担当者までご連絡ください。

- ・遊具等の施設の破損
- ・便所等の水漏れ
- ・樹木の損傷
- ・その他

4 その他必要な活動について

市と実施団体の皆さんで協議して決定します。

◆ 活動の条件

- 1 活動回数は、月 1 回以上を原則とし、実施団体の方が活動できる範囲でお願いします。
- 2 児童・生徒が活動の主体となる場合は、責任者（保護者、教諭など）の監督のもとに行ってください。

◆ 活動中の事故等について

市では、実施団体の皆さんが活動中にケガをされた場合のために補償保険に加入していますので、万一事故等をされましたら直ちにアダプト担当者までご連絡ください。

◆ その他の届出

実施団体を辞退される場合や、代表者を変更するなどの場合は、アダプト担当者にご相談のうえ、届け出をしてください。